

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-145
許認可等の種類	再開発会社の合併等の認可				
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第50条の12第1項				
許認可等の概要	再開発会社が合併若しくは分割又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受をする場合の認可				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、基準の具体化が困難であるため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、具体の期間の設定が困難なため)				
期間の制定根拠	—				